

# 聖路加国際大学公衆衛生大学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この大学院学則は、聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科の組織及び運営等について必要な事項を定める。

### (研究科)

第2条 聖路加国際大学大学院に公衆衛生学研究科（以下「研究科」という）をおく。

2 研究科には専門職学位課程および博士後期課程をおく。

3 研究科には次の専攻をおく。

(専門職学位課程) 公衆衛生学専攻

(博士後期課程) 公衆衛生学専攻

4 第1項の研究科を聖路加国際大学公衆衛生大学院（以下「本大学院」という）と称する。

### (公衆衛生大学院の目的)

第3条 本大学院は、医療・保健分野における高度な専門知識の修得および国内外の諸問題をグローバルスタンダードに照らし合わせて解決する能力の育成により、社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する公衆衛生分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。

### (専門職学位課程)

第4条 専門職学位課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、公衆衛生上の諸課題に対し、科学的根拠に基づく高度の実践能力を要する専門職業人の養成および、公衆衛生教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うものとする。

### (博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、公衆衛生分野の教育を支える教員の養成ならびに新たに生じる公衆衛生的課題を科学的に分析・評価し、その結果を実践に役立てる高度な研究能力を有する人材の育成を目的とする。

### (収容定員)

第6条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 専門職学位課程 公衆衛生学専攻 30名 収容定員 60名

(2) 博士後期課程 公衆衛生学専攻 5名 収容定員 15名

### (修業年限)

第7条 本大学院の専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められるときは、公衆衛生学研究科教授会の議を経て、その標準修業年限を1年もしくは3年とすることができる。
- 3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

## 第2章 教育課程および履修方法

### (授業及び指導)

第8条 本大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程の教育は、授業科目の授業および実践課題の作成等への指導によって行うものとする。

- 2 本大学院公衆衛生学研究科博士後期課程の教育は、授業科目の授業および研究論文の作成等への指導によって行うものとする。

### (授業科目・単位数等)

第9条 研究科の授業科目、単位数については別表1（専門職学位課程）、別表2（博士後期課程）のとおりとする。履修方法については別に定める。

### (指導教員)

第10条 研究科教授会は、授業科目の履修および実践課題または研究論文の作成等の指導を行うために、各学生に指導教員をおく。

- 2 指導教員は、原則として教授とする。
- 3 学生は、履修すべき授業科目の選択について、あらかじめ指導教員の指導を受けるものとする。

### (看護学研究科の科目履修)

第11条 本大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程に在学する者は、指導教員と当該授業科目の担当教員の許可を得て、看護学研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を、合計で6単位を超えない範囲で履修することができる。

- 2 本大学院公衆衛生学研究科博士後期課程に在学する学生は、指導教員と当該授業科目の担当教員の許可を得て、看護学研究科博士後期課程の授業科目を6単位を超えない範囲で履修することができる。
- 3 前項および前々項の規定により修得した単位は、公衆衛生学研究科教授会の議を経て第19条に定める修了に必要な単位に算入することができる。

### (外部における教育指導)

第12条 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院または研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院または、研究所等において必要な教育指導を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により履修させた単位は、合計で10単位を超えない範囲で、本大学院に

において修得した単位とみなすことができる。

- 3 前項の規定は、外国の大学の大学院または研究所等において必要な教育指導を受けようとする場合にも準用する。
- 4 本大学院公衆衛生学研究科が開講する科目の単位を入学前に科目等履修制度を利用して修得したものについては、10 単位を超えない範囲で、入学後に修得したとみなすことができる。

(夜間等における教育)

第 13 条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間、または時期に、授業または教育指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### 第 3 章 課程修了の認定、要件および学位

(課程修了の認定など)

第 14 条 研究科の課程修了の認定、要件および学位については、本大学院学則のほか、別に定める聖路加国際大学(以下「本学」という)学位規程による。

(単位修得の認定)

第 15 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験またはレポート等により担当教員が行う。

- 2 病気その他の事由によって正規の試験を受けることができなかった者には、研究科教授会の議を経て、追試験を行うことができる。

(実践課題の審査および最終試験)

第 16 条 実践課題の審査および最終試験は、本学学位規程によって定める審査委員が行い、その成績に基づいて研究科教授会が判定する。

(学位論文の審査および最終試験)

第 17 条 学位論文の審査および最終試験は、本学学位規程によって定める審査委員が行い、その成績に基づいて研究科教授会が判定する。

(成績順位)

第 18 条 各授業科目および実践課題の成績順位は、次のとおりとする。

- (1) 科目試験は、A (秀)・B (優)・C (良)・D (可)・F (不可) の成績順位とし、A (秀)・B (優)・C (良)・D (可) を合格とする。
- (2) 実践課題は、A (秀)・B (優)・C (良)・D (可) を合格とし、F(不可)を不合格とする。
- (3) 博士論文は、P (合格)・F (不合格) とする。
- (4) 最終試験は、P (合格)・F (不合格) とする。

(修了要件)

第 19 条 専門職学位課程修了の要件は、標準修業年限年以上在学し、必修科目 33 単位を含め計 42 単位以上を修得し、「実践課題」の審査に合格するものとする。合格した者には、公衆衛生学修士(専門職)の学位を授与する。

2 博士後期課程修了の要件は、標準修業年限年以上在学し、授業科目について 21 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格するものとする。合格した者には、博士(公衆衛生学)の学位を授与する。

3 博士後期課程の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、2 年以上在学すれば足りるものとする。

#### 第 4 章 教員組織および運営組織

(教育指導)

第 20 条 本大学院における授業および教育指導は、本学の教授が担当する。ただし、必要に応じて准教授、講師または助教が担当する。

(研究科教授会)

第 21 条 本大学院に研究科教授会をおき、学長および研究科担当教授をもって組織する。ただし、必要ある場合は研究科担当准教授を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第 22 条 研究科教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議を行うものとする。

(1) 入学及び課程の修了

(2) 学位の審査に関する事項

(3) その他教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

(審議)

第 23 条 研究科教授会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き審議することができない。

2 研究科教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところとする。

(研究科長)

第 24 条 本大学院に研究科長をおく。

2 研究科長は、大学運営会議で選出し、理事長が任命する。

3 研究科長の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

- 4 研究科長は、研究科教授会を招集して、その議長となる。
- 5 研究科長は、研究科教授会の同意を得て、その構成員以外の者を研究科教授会に出席させることができる。

(事務組織)

第 25 条 本大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれに当たる。

## 第 5 章 学年、学期および休業日

(学年、学期および休業日等)

第 26 条 本大学院の学年、学期および休業日等については、本学学則の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院の秋季入学者については、学年は 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 入学、休学、退学、再入学および転学

(入学資格)

第 27 条 専門職学位課程の入学資格は、学校教育法第 102 条および同法施行規則第 155 条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
  - (4) 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号)
  - (5) 本大学院が前各号と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで 22 歳に達した者
- 2 前項第 4 号に該当する者は、入学選考の出願期間の 3 週間前までに申し出なければならない。
  - 3 博士後期課程の入学資格は、学校教育法第 102 条および同法施行規則第 156 条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。
    - (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
    - (2) 外国において修士または専門職学位課程に相当する課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を有する者
    - (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
    - (4) 本大学院が修士課程または専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学選考)

第 28 条 入学志願者については、選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法および時期については、別に定める。

(入学手続き)

第 29 条 入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学金を納め、所定の書式による誓約書その他の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学)

第 30 条 休学については、本学学則第 26 条および第 27 条の規定を準用する。

2 休学の期間は、通算して標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第 31 条 病気その他の事由による退学については、本学学則第 30 条の規定を準用する。

2 学生で次の各号に該当する者は除籍する。

(1) 在学期間が第 7 条第 3 項に規定する期間を超えた者

(2) 正当な理由なく授業料を納めない者

(3) 休学期間が第 30 条第 2 項の期間に達しても復学することができない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

(再入学)

第 32 条 退学者および除籍者（第 31 条第 2 項第 2 号、第 4 号）が再入学を願い出た場合には、欠員がある場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長の決定により入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者は、原則として原学年に入学させ、その既習単位の取扱いについては別に定める。

(転学)

第 33 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を具して学長に申し出、その許可を受けなければならない。

(転入学)

第 34 条 他の大学院の学生が、本大学院に転入学しようとする時は、所属の大学の学長の承認書を添えて、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合、欠員のあるときに限り、研究科教授会の議を経て、学長の決定により入学を許可することがある。

第 7 章 入学検定料、入学金および学費

(入学検定料)

第 35 条 本大学院に入学を志願する者は、別表 3 に定める入学検定料を指定の日までに納付しなければならない。

(入学金)

第 36 条 本大学院に入学または転学を許可された者は、別表 3 に定める入学金を指定の日までに納付しなければならない。

(学費)

第 37 条 学費は、別表 3 に規定する額とする。

2 退学者および除籍者で再入学を認められた者の学費については別に定める。

(納付金の返却)

第 38 条 納付した諸料金は、事情の如何にかかわらず返却しない。

## 第 8 章 聴講生、研究生および科目等履修生

(聴講生)

第 39 条 本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目の聴講を志望する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、研究科教授会の議を経て、学長の決定により聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生の取り扱い、手続き、聴講料等については、別に定める。

(研究生)

第 40 条 本大学院入学資格に該当する者で、研究を志望する者があるときは、大学院の教育指導に支障のない限り、研究科教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する手続き等は別に定める。

3 研究生に関する学費は別表 4 に定める。

(科目等履修生)

第 41 条 本大学院入学資格に該当する者で、単位取得を目的として特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、大学院の教育指導に支障のない限り、研究科教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する手続き等は別に定める。

3 科目等履修生の出願料、登録料および履修料は別表 5 に定める。

## 第 9 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 42 条 本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考の上、学長の決定により外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学等については、別に定める。

(聴講生・研究生)

第 43 条 外国人留学生として既に在日している者が、本大学院で聴講生または研究生として志望するときは、本学則第 39 条および第 40 条を準用する。

## 第 10 章 賞罰

(表彰)

第 44 条 人物および学業の特に優秀な者は、表彰することがある。

(懲戒)

第 45 条 学生が本学則その他学生に関する諸規則に違反し、学生の本分をわきまえず、本学の秩序を乱し、或いは本学の名誉を傷つける言動等を行った場合には、これを懲戒処分とする。

2 懲戒処分の種類は訓告、譴責、停学、退学とし、懲戒処分に関する事項は「聖路加国際大学学生懲戒処分規程」に定めるものとする。

## 第 11 章 雑則

(準用)

第 46 条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

(細則)

第 47 条 この大学院学則の施行に関して必要な細則は、研究科教授会の議を経て、学長が別に定める。

## 附 則

1. この学則は 2017 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改定学則は 2019 年 4 月 1 日から施行する。



3. この改定学則は 2019 年 4 月 5 日から施行する。なお、この学則による改定後の別表 1 については、2019 年度以降の入学生より適用し、2018 年度以前の入学生については従前の例による。
4. この改定学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改定学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改定学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。
7. この改定学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 19 条、第 27 条、別表 1 および別表 2 については、2023 年度以降の入学生より適用し、2022 年度以前の入学生については従前の例による。
8. この改定学則は、2023 年 7 月 1 日から施行する。
9. この改定学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 11 条、第 19 条、別表 1 および別表 2 については、2024 年度以降の入学生より適用し、2023 年度以前の入学生については従前の例による。
10. この改定学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 公衆衛生学研究科専門職学位課程 授業科目一覧

| 分野           | 授業科目                    | 単位数 |
|--------------|-------------------------|-----|
| 疫学           | 疫学概論                    | 3   |
|              | 公衆衛生学研究法                | 2   |
|              | 臨床疫学                    | 3   |
|              | 慢性疾患疫学                  | 3   |
|              | システマティックレビューとメタ分析       | 3   |
| 生物統計学・生物情報科学 | 生物統計学 I                 | 3   |
|              | 生物統計学実習 I               | 2   |
|              | 生物統計学 II                | 3   |
|              | 生物統計学実習 II              | 2   |
|              | 健康情報・決断科学               | 3   |
| 医療政策管理学      | 医療政策管理学                 | 3   |
|              | 医療経済学                   | 3   |
|              | 薬剤疫学・薬剤経済学              | 3   |
|              | 公衆衛生における組織論             | 3   |
|              | 医療技術評価概論                | 2   |
| 健康・行動科学      | 健康・行動科学                 | 3   |
|              | 医療人類学                   | 3   |
|              | 生命・医療倫理学総論              | 3   |
| 環境保健学        | 環境保健学入門                 | 3   |
|              | 環境心理学                   | 1   |
|              | 環境保健学特論                 | 1   |
|              | 環境保健の実測実習               | 1   |
|              | 公衆衛生における空気質のモデルシミュレーション | 1   |
| 国際保健科学       | 国際保健学                   | 3   |
|              | 母子保健学                   | 3   |
|              | 国際感染症学                  | 3   |
| 学際健康科学       | 公衆衛生学概論                 | 3   |
|              | システム思考                  | 3   |
|              | 臨床・医学概論                 | 3   |
|              | 公衆栄養学                   | 3   |
|              | ヘルスケア・イノベーション           | 1   |
| 統合科目         | MPH セミナー                | 2   |

|  |      |   |
|--|------|---|
|  | 実践実習 | 2 |
|  | 実践課題 | 3 |

履修方法については別に定める

別表 2 公衆衛生学研究科博士後期課程 授業科目一覧

| 科目区分 | 授業科目          | 単位数 |
|------|---------------|-----|
| 共通   | Doctoral セミナー | 3   |
|      | アカデミックライティング法 | 2   |
|      | 疫学特論          | 3   |
|      | 疫学特論実習        | 2   |
|      | 生物統計学特論       | 3   |
|      | 生物統計学特論実習     | 2   |
|      | 生物統計学セミナー     | 3   |
|      | 環境疫学          | 3   |
|      | 感染症モデリング      | 3   |
|      | 医療における経済的評価   | 3   |
|      | 応用行動サイエンス     | 3   |
|      | 国際保健学セミナー     | 3   |

履修方法については別に定める

別表 3

入学検定料 40,000 円

入学金 400,000 円

授業料年額

専門職学位課程 1,200,000 円 (2年コース)

800,000 円 (3年コース)

1,700,000 円 (1年コース)

博士後期課程 1,200,000 円

施設維持費年額 300,000 円

注) ①入学金は入学合格時に納付する。

②授業料および施設維持費は、一年分を2期に分けて納付する。

③新入学生の第2年次以降の各年度の授業料・施設維持費については、前年度2月末日までに決定する。

別表 4

|        |           |
|--------|-----------|
| 研究生検定料 | 10,000 円  |
| 同 研究料  | 500,000 円 |

別表 5

|            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 科目等履修生出願料  | 20,000 円 | 本学出身者は半額 |
| 同 登録料      | 60,000 円 | 本学出身者は半額 |
| 同 履修料（1単位） | 60,000 円 | 本学出身者は半額 |

注) 実験、実習をともなう授業科目を履修するときは、科目履修生履修料のほか、必要に応じて実験、実習にかかる費用の実費を徴収する。

## 聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科の

### 学則変更の事由および時期について

#### (1) 学則変更の事由

- 1) 公衆衛生学研究科専門職学位課程の入学定員を 25 名から 30 名に、収容定員を 50 名から 60 名に増員する。
- 2) 公衆衛生学研究科博士後期課程の入学定員を 3 名から 5 名に、収容定員を 9 名から 15 名に増員する。

#### (2) 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

## 聖路加国際大学公衆衛生大学院学則 新旧対照表

| 改定案（新）  | 現行（旧）  |
|---|--|
| <p>（収容定員）</p> <p>第6条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 専門職学位課程 公衆衛生学専攻 <u>30</u>名 収容定員 <u>60</u>名</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 博士後期課程 公衆衛生学専攻 <u>5</u>名 収容定員 <u>15</u>名</p>   | <p>（収容定員）</p> <p>第6条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 専門職学位課程 公衆衛生学専攻 <u>25</u>名 収容定員 <u>50</u>名</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 博士後期課程 公衆衛生学専攻 <u>3</u>名 収容定員 <u>9</u>名</p>   |
| <p>附 則</p>  | <p>附 則</p>   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この学則は 2017 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>2. この改定学則は 2019 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>3. この改定学則は 2019 年 4 月 5 日から施行する。なお、この学則による改定後の別表 1 については、2019 年度以降の入学生より適用し、2018 年度以前の入学生については従前の例による。</li> <li>4. この改定学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>5. この改定学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>6. この改定学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>7. この改定学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 19 条、第 27 条、別表 1 および別表 2 については、2023 年度以降の入学生より適用し、2022 年度以前の入学生については従前の例による。</li> <li>8. この改定学則は、2023 年 7 月 1 日から施行する。</li> <li>9. この改定学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 11 条、第 19 条、別表 1 および別表 2 については、2024 年度以降の入学生より適用し、2023 年度以前の入学生については従前の例による。</li> <li>10. この改定学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この学則は 2017 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>2. この改定学則は 2019 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>3. この改定学則は 2019 年 4 月 5 日から施行する。なお、この学則による改定後の別表 1 については、2019 年度以降の入学生より適用し、2018 年度以前の入学生については従前の例による。</li> <li>4. この改定学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>5. この改定学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>6. この改定学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。</li> <li>7. この改定学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 19 条、第 27 条、別表 1 および別表 2 については、2023 年度以降の入学生より適用し、2022 年度以前の入学生については従前の例による。</li> <li>8. この改定学則は、2023 年 7 月 1 日から施行する。</li> <li>9. この改定学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。なお、この学則による改定後の第 11 条、第 19 条、別表 1 および別表 2 については、2024 年度以降の入学生より適用し、2023 年度以前の入学生については従前の例による。</li> </ol> |